

事 務 連 絡
令和 5 年 10 月 26 日

各都道府県・指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課 殿
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省初等中等教育局 修学支援・教材課
経済産業省産業技術環境局 資源循環経済課
環境省環境再生・資源循環局 総務課リサイクル推進室

GIGA スクール構想の下で整備された 1 人 1 台端末等の
適切な処分（再使用又は再資源化）等について

GIGA スクール構想に基づく端末等の整備については、全国の小・中学校における 1 人 1 台端末の配備が概ね完了し、全国の学校現場において、その利活用が本格化しつつあります。

一方、現在、活用している端末の多くは、令和 2、3 年度から使用されていることから、蓄電池の耐用年数や OS のサポート期間切れ等により、早ければ令和 6 年度中から端末の更新が必要になると見込んでいます。各地方自治体におかれては、端末の更新に向けて様々な検討をされていると承知していますが、その際、本通知の別添資料を参考に、使用済端末の再使用又は再資源化についても、併せてご検討いただくとともに、法令に遵守した適切な対応をお願いいたします。

ご多用のところ大変恐縮ですが、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。以下同じ。）区町村教育委員会に対して周知すると共に、市区町村教育委員会へは所管の学校に対しても周知するよう、ご伝達をお願いします。各政令指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対し、周知くださいますようお願いいたします。

なお、学校への周知に際しては、教育委員会において方針を示すなど、学校の負担軽減にも考慮し周知いただきますようお願いいたします。

<連絡先>

文部科学省初等中等教育局 修学支援・教材課
03-5253-4111（代表）（内2658）
E-mail : giga@mext.go.jp

経済産業省産業技術環境局 資源循環経済課
03-3501-4978（直通）
E-mail : bzl-3r-shigen@meti.go.jp

環境省環境再生・資源循環局 総務課リサイクル推進室
03-6205-4947（直通）
E-mail : hairi-recycle@env.go.jp

現行端末の再使用又は再資源化の手法

1. はじめに

GIGA スクール構想の下で整備された端末を含め使用済端末には、いわゆる都市鉱山と呼ばれるレアメタル等の有用な金属が多く含まれており、わが国において金属資源の枯渇リスクが顕在化する中、適正に再使用又は再資源化を推進することが必要です。

当該端末を廃棄する場合は、産業廃棄物であり、排出事業者には処理の責任があります。仮に無許可業者に処理を委託した場合、適正に処理されず、不法投棄や不正に海外に輸出されるなどの社会問題につながることや、データ消去が適切に実施されずに、個人情報漏洩等の責任を問われる可能性があります。

従いまして、当該端末の再使用又は再資源化を含め適切な処分をすることは重要であり、各教育委員会・学校におかれてはご協力いただきますよう、お願いいたします。

2. 具体的な手法**(1) 貴地域内での再使用**

GIGA 端末の蓄電池耐用年数は、使用頻度、端末の種類等により異なりますが、4～5年程度です。学校現場の活用実態を考えれば、今後更新が必要となりますが、例えば、その後も給電しながら使用することが可能な端末も一定数想定され、当該端末は、資源の有効活用の観点からも再使用することが重要です。自治体関係者からのヒアリングも参考に活用方法例もまとめましたので、これらも参考に積極的なご検討をお願いいたします。

再使用できない端末、再使用後の端末は、後述の「(2) 再使用及び再資源化手法」を参照し、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号。以下、「小型家電リサイクル法」という。）又は資源の有効な促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号。以下、「資源有効利用促進法」という。）に基づき、確実に国内で再資源化するよう適切な手続きを行ってください。

(再使用の例)**【学校での活用】**

- ・ 校長・教頭用の端末としての活用、指導者用端末としての活用
- ・ SC、SSW、教員業務支援員等の業務用端末として活用
- ・ 学校図書館での活用（学校司書の業務用端末、館内用端末等）
- ・ 地域学校協働活動（放課後子供教室や地域未来塾など）での活用、地域学校協働活動推進員への貸し出し
- ・ PTA 活動への貸し出し
- ・ STEAM 教育に活用（端末の構造を研究、レアメタル等の素材を探究等）

【その他の施設等での活用】

- ・ 図書館の館内貸出端末、検索用端末

- ・ 公民館等における学習用端末
- ・ 老人福祉施設の見守りカメラ、オフラインアプリの活用

（２）再使用及び再資源化手法

上記（１）貴地域内での再使用が困難な場合、処理委託による再使用及び再資源化を進めてください。この際、適正な再使用及び再資源化を実施できる委託先としては、以下２つがあります。

① 小型家電リサイクル法に基づく認定事業者への処理委託

小型家電リサイクル法に基づき、経済産業省・環境省から大臣認定を受けた事業者は、国が示す認定基準等に基づき解体・破砕・選別等による再資源化技術を有しており、加えて回収から再資源化に至るまで情報漏洩対策を講じています。また、使用済端末を再使用品に、部品（メモリー基板、CPU、液晶パネル）を取り出して再使用部品にするなど、再使用に対しても積極的に取り組んでいる事業者もいます。

小型家電リサイクル法の認定事業者に関する相談は、一般社団法人 小型家電リサイクル協会までお問い合わせください。

一般社団法人 小型 家電リサイクル協 会 (事務局:一般財団 法人 日本環境衛生 センター)	《再使用及び再資源化の相談・窓口》 https://www.sweee.jp/ TEL : 050-6875-3972 E-mail : giga@sweee.jp
---	--

② 資源有効利用促進法に基づく製造事業者等への処理委託

使用済端末は、資源有効利用促進法により、製造事業者等による回収と再資源化が義務づけられています。回収した端末は環境法令を遵守した国内の再資源化事業者で適正に処理されます。また、再使用又は再資源化を実施するにあたり、端末の残存価値によっては、有償売却や下取りが可能な場合があります。

いずれの場合も製造事業者にご相談ください。なお、有償売却する際は、貴自治体の適切な諸手続に従った上で財産処分を行ってください。

主要な端末製造事業者の受付窓口は以下のとおりです。

メーカー	受付窓口
Apple Japan 合同 会社	《再使用及び再資源化の相談・受付窓口》 E-mail : giga@apple.com
レノボ・ジャパン合 同会社	《再使用及び再資源化の相談・受付窓口》 E-mail : giga_rcl@lenovo.com
NEC	《再使用及び再資源化の相談・受付窓口》 E-mail : giga_3r@necp.co.jp

日本 HP	《再使用の相談・受付窓口》 https://jp.ext.hp.com/services/business/renew/reuse/ 日本 HP PC リユースプログラム担当 E-mail : PCreuseprograms@hp.com 《再資源化の相談・受付窓口》 https://jp.ext.hp.com/hp-information/supplies-recycling/business/ 一般社団法人 パソコン 3R 推進協会内 事業系パソコンリサイクルセンター E-mail : support-jigyo@pc3r.jp
dynabook	《再使用及び再資源化の相談・受付窓口》 E-mail : giga-reuse@dynabook.com

以 上